

設の概要

（金額、人数等の数値は平成 26 年度実績）

施 設 名	飛山城史跡公園		
所 在 地	宇都宮市竹下町 3 8 0 番 1		
根拠条例等	「文化財保護法」（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号） 「宇都宮市文化財展示施設条例」（平成 17 年 6 月 24 日条例第 58 号）		
設置年月日	平成 1 7 年 3 月 1 9 日		
設置目的・ 業 務 内 容	設置目的	飛山城跡は昭和 52 年 3 月に国史跡に指定され文化財であり, 飛山城史跡公園は「宇都宮市文化財展示施設条例」（平成 17 年 6 月 24 日条例第 58 号）に定める施設として, 文化財を広く市民に公開し, 郷土の歴史と文化に対する関心を高め, 教育, 学術及び文化の振興を図ることを目的に開館した。	
	業務内容	・ 史跡の維持管理に関する業務 ・ 体験事業の企画運営に関する業務 ・ とびやま歴史体験館の維持管理に関する業務 ・ その他の業務	
開 館 時 間	・ 飛山城史跡公園：午前 9 時から午後 5 時まで（1 1 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までは午後 4 時 3 0 分まで） ・ とびやま歴史体験館：午前 9 時から午後 5 時まで（通年）		
休 館 日	・ 毎週月曜日（祝祭日の場合を除く） ・ 祝休日の翌日（土・日・祝休日の場合を除く） ・ 年末年始（1 2 月 2 9 日から翌年 1 月 3 日まで）		
現在の指定管理者	特定非営利活動法人 飛山城跡愛護会		
収 支 概 要（千円）	指定管理料等（市支出総額）	2 9 , 8 3 5 千円	
	使用料（利用料金）収入	0 円	
利用者数(のべ人数)	2 4 , 5 7 1 人		
施 設 構 造	・ とびやま歴史体験館 鉄骨造 1 階建て ・ 中世復元建物：木造 1 階建て, 板葺石置き屋根 ・ 古代復元建物：木造 1 階建て, 茅葺屋根		
敷 地 面 積 (m ²)	・ 国指定史跡「飛山城跡」：140, 957 m² ・ とびやま歴史体験館：5, 596 m² ・ 臨時駐車場：7, 065 m²	延床面積 (m ²)	1, 211. 94 m ²

主な施設内容	施設名		定員（人）	面積（㎡）
	とびやま歴史体験館	展示室		126 ㎡
		展示ホール		79 ㎡
		研修室	50 人	57 ㎡
		体験工房室	40 人	74 ㎡
		遺物整理体験室	20 人	60 ㎡
		体験管理室 1		70 ㎡
		体験管理室 2		48 ㎡
		事務室		61 ㎡
		エントランスほか		285 ㎡
	公園管理詰所			19.98 ㎡
	中世復元建物	竪穴建物（S T 2 1）		31.34 ㎡
		竪穴建物（S T 2 1）		42.52 ㎡
		掘立柱建物（S B 1 2）		45.5 ㎡
		掘立柱建物（S B 5 2）		36.63 ㎡
		掘立柱建物（S B 5 5）		63.78 ㎡
		掘立柱建物（S B 7 0）		34.23 ㎡
		掘立柱建物（S B 7 5）		41 ㎡
	古代復元建物			36.96 ㎡
その他の特記事項	・市の出版物の頒布代金の収納事務を委託する。 ・遺物整理体験室・体験管理室は埋蔵文化財整理業務用として市が使用するものとするが、各部屋の清掃・警備については、指定管理者が行うものとする。 ・指定管理者は、独自に施設を利用した自主事業を行うことができる。自主事業等を実施する際、得られた収入は指定管理者の収入となる。ただし、事業実施にかかる経費は指定管理者の負担とする。なお、自主事業等を実施する際は、予め宇都宮市と協議し、収入は愛護会活動に充てるものとする。 【指定管理者が独自に行うことができる業務】 自主事業（教育普及・体験学習事業） 物販事業（自動販売機の設置等） その他の事業（地域や文化団体と連携した事業等） ・本施設が所在する地域では、交通網の整備が計画されており、来園者の増加など、施設を取り巻く環境が大きく変化することが見込まれるとともに、本施設が地域内の中核的な集客施設として機能を果たしていくことが求められる。			